

輝北地区学校規模適正化(学校再編)実施計画書



平成 20 年 6 月

鹿屋市教育委員会

目 次

実施計画策定の趣旨	2
輝北地区における学校の歴史等	3
1 各小・中学校の設立	
2 岳野小学校の休校	
3 複式学級	
4 小・中学校統合に係る経緯	
5 輝北地区意見交換会、輝北地区学校規模適正化懇話会の設置	
6 小中一貫教育構想に係る鹿屋市の考え方	
輝北地区における学校再編の背景.....	6
1 輝北地区における小・中学校の現状	
輝北地区学校再編の目的	9
1 鹿屋市における学校再編の基本方針	
輝北地区学校再編の具体的内容	10
1 輝北地区における推進方針	
2 統合計画	
3 統合の理由	
4 統合後の児童生徒数	
5 統合後の通学手段等	
6 魅力ある学校づくり	
7 学校施設等の状況	
8 廃校となる学校施設に対する鹿屋市の基本方針	
輝北地区学校再編の今後の進め方	16
1 輝北地区学校再編に係る今後の進め方	
2 関係する委員会等における進め方	
3 輝北地区学校統合準備専門部会等の設置	
4 具体的なスケジュール(案)	

実施計画策定の趣旨

全国的な少子化の傾向と同様に、本市の小・中学校の児童生徒数は、昭和 30 年代のピーク時の約 4 割にまで減少しており、6 学級以下の小学校が 15 校（31 校中）となっている状況です。

特に、山間部や沿岸部など、一部の地域で児童生徒数の減少傾向が顕著となっており、輝北地区においても、昭和 37 年度の 2,436 人をピークに年々減少し、平成 19 年度は 319 人であり、平成 25 年度には 245 人となる見込みです。

これからの本市の人口構成を見ても、少子高齢化の進行は避けられず、ますます学校の小規模化が進むことは容易に予想でき、これからの学校の適正配置を考え、教育環境を整備していくことは重要な課題となっております。

児童生徒の減少による学校の小規模化については、お互いが切磋琢磨しながら伸びていこうとする面で、人間関係が固定化し、多様な意見に触れる機会が少なくなることが懸念されています。

子どもたちが教育を受ける環境は、どこにあっても等しくあることが望ましい姿といえますので、学校の規模適正化を図り、より大きな集団の中で生活する環境を整備することは急務であり、そのためには、保護者や地域住民、教職員そして行政が一体となって取り組む必要があります。

鹿屋市教育委員会においては、平成 19 年 11 月に、「鹿屋市学校規模適正化検討委員会」を設置し、有識者により学校再編にかかる検討を行っているところであります。

また、輝北地区においては、「学校規模適正化（学校再編）に関する暫定基本方針」に基づき、他地区にさきがけて地区懇話会を発足させ、これまでの伝統や歴史、学校統廃合に係る経緯、地域の特性等を考慮しながら議論してきたところであり、今後、輝北地区において計画的に学校再編を推進していくに当たり、ここに実施計画書を策定するものです。

1 各小・中学校の設立

学 校 名	開 設 年
百引小学校	明治 5 年
平南小学校	明治 12 年
岳野小学校	明治 33 年
市成小学校	明治 5 年
高尾小学校	明治 15 年
百引中学校	昭和 22 年
市成中学校	昭和 22 年

2 岳野小学校の休校

岳野小学校は、移住者の増加や人口の増加につれて、子どもの数も増えました。何より大事なことは、子弟の教育の必要性であったことから、住民の強い要望と有志の働きによって、明治 33 年に小学校が開設されました。

（正式名称は、「牛根村立二川尋常小学校獄野分教場」）

大正 3 年、桜島の大爆発によって一時閉鎖され、3 年後の大正 6 年には再開されました。昭和 50 年代の中ごろから著しく児童数が減少し、平成 2 年 3 月休校することとなりました。

3 複式学級

公立小学校学級編制の基準は、同学年の児童で編制する学級の児童数は 40 人、引き続く二つの学年の児童で編制する学級の児童数は 16 人となっています。このため、平南(平成元年度)・高尾小学校(昭和 52 年度)は複式学級となりました。

（H19 年度では、平南小、高尾小、市成小の 3 校）

4 小・中学校統合に係る経緯

(1) 中学校統合問題（昭和 48 年 3 月～51 年 12 月）

昭和 48 年 3 月 20 日、過疎化が急激に進み、少子化、若者の町外流出等で人口が減少し、これに伴って生徒数・学級数も減少傾向にあることを危惧し、町議会において「中学校統合研究協議会設置条例」が制定されました。

これは市成・百引両中学校を合併統合して、施設整備の整った学校で教育の条件を整備し、大集団の中で子どもをもませ 21 世紀に生きる望ましい人間を作る必要性から、関係機関、民主団体等の代表 25 人で、中学校統合研究協議会が結成され、昭和 51 年 6 月 7 日まで 3 年余りにわたり協議検討してきました。

その結果、「教育効果をあげる上から統合は必要である」の答申を出して解散し、同年 12 月には「中学校統合推進協議会」が設置されて検討が進められた経緯もあります。

昭和 60 年 3 月、中学校統合推進協議会設置条例廃止の議決を経て、直ちに市成中の木造危険校舎全面改築に着手し、同 63 年 3 月、現在の校舎が完成し、9 月にはプールも完成しました。

(2) 輝北地区における学校統合に係る経緯等（平成 15 年 12 月）

輝北町学校統合研究会は、平成 15 年 12 月 8 日付け、教育環境の整備及び規模適正並びに小・中学校の在り方についてまとめた、「輝北町学校統合について（答申）」を輝北町長に提出しました。

答申は、

1 教育環境の整備、適正規模について

『ゆとりの中で「生きる力」』を育成する上からも、より多くの児童生徒の中で、集団行動、集団学習等とおして切磋琢磨しながら培っていくのが、より効果的であると考えられ、教職員を確保するうえからも学校を統合していくことが望ましい。

市成中学校以外は改修しなければならないこととなり、今後かなりの経費を必要とすることになる。

生涯学習時代を迎え、社会のニーズに対応した学校以外の施設との複合施設、学校のインテリジェント化（情報収集発信等）、エコスクール化（環境保全型学校施設）等を図り、愛される学校づくりの必要がある。

2 小・中学校区の在り方について

小学校を 2 校に、中学校を 1 校とする。

小学校 1 校と中学校 1 校を異なる場所に設置する。

小学校 1 校と中学校 1 校を同一敷地内に新設する。

以上の選択肢の中から、アンケート調査を実施した結果、の要望が多かった。

小・中学校を同一敷地内に設置することにより、小・中学校の共有施設の活用並びに教員の兼務発令による学力向上への取り組み等が期待できる。

としています。

5 輝北地区意見交換会、輝北地区学校規模適正化懇話会の設置

意見交換会		
平成 19 年 8 月	第 1 回意見交換会	これまでの取組み、暫定基本方針、進め方を説明
平成 19 年 11 月	第 2 回意見交換会	各 PTA の意見を報告後、市教育委員会からの具体案の提示を要望
地区懇話会		
平成 20 年 1 月	第 1 回地区懇話会	市教育委員会からの具体案の提示を要望
平成 20 年 2 月	第 2 回地区懇話会	具体案を提示の上、協議を行い最終案として方向を確定 (最終案) 「小学校 1 校（百引小）、中学校 1 校（市成中）に統合する」
平成 20 年 3 月	第 3 回地区懇話会	最終案の確認、住民説明会開催要望
平成 20 年 5 月	第 4 回地区懇話会	住民説明会開催結果報告、実施計画書(案)策定

6 小中一貫教育構想に係る鹿屋市の考え方

(1) 一般質問の状況

【平成 19 年 9 月議会の一般質問】

「これまでの輝北での取組み状況を踏まえて、輝北地区の統合の方向性と、PTA の意向（小中一貫校の設置）を尊重した統合は検討しないのか」

【答弁】

「今後の統廃合については、新市の財政状況等に鑑み、既存の学校施設、設備を最大限活用し、新設での新築は行わないことを基本としており、新設の小中一貫校の設置は考えていないところである。今後の進め方としては、保護者、学校関係者及び有識者等で組織する地区懇話会を設置して、これまでの取組みや地域住民、PTA の意向を十分に踏まえ、速やかに進めてまいりたい。」としたところです。

鹿屋市における小中一貫校の考え方

本市においても、これまで小中高連携事業を実施し、小・中学校間、中・高等学校間の連携を図り、異校種の理解や校種間のスムーズな接続に努めているところであり、今後も、市内の小中高等学校間連携事業の推進を一層図っていくこととしています。

また、小中一貫教育は、政府の構造改革特区や文部科学省の研究開発学校の指定を受けた市町村や学校において、小中学校教育の円滑な接続を図るため、義務教育 9 年間を通じたカリキュラムを編成し実施されており、小中一貫教育の形態としては、

- ア 小中学校の施設が一体となった「併設型」
- イ 小中学校が隣同士に設置してある「併置型」
- ウ 小中学校の場所が離れている「連携型」

があるといわれています。

メリットとして、

- ア 小学校高学年から教科担任制が導入されて、学習のつまずきがなくなる。
- イ 急激な環境の変化が解消されて、子どもの不安が払拭される。

等があります。

デメリットとして、

- ア 小学校卒業・中学校入学というステップを踏まないことで区切りがつきにくい。
- イ 同級生が固定化されてしまうため、新たな人間関係ができにくい。
- ウ 転校などで支障をきたす恐れがある。

などが指摘されています。

現在、本市では、鹿屋英語大好き特区の取組みを生かした、英語科の連携の小中一貫教育のあり方について研究しているところです。

今後、本市においては、小中一貫教育の先進地情報の収集に努め、さらに調査研究していきたいと考えています。

輝北地区における学校再編の背景

1 輝北地区における小・中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

全国的な少子化の傾向と同様に、輝北地区における児童生徒数も、昭和 37 年度の 2,436 人をピークに年々減少しており、平成 19 年度には 319 人、平成 25 年度には 245 人となる見込みであり、児童生徒の減少は今後も続くものと思われます。

区 分	S37	S50	S60	H7	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
百引小	535	239	159	122	75	81	74	73	68	72	64
平南小	273	137	70	47	20	20	17	18	21	22	25
岳野小	91	49	6	-	-	-	-	-	-	-	-
市成小	448	157	87	73	54	57	59	54	48	50	45
高尾小	308	118	47	52	44	39	33	27	29	22	24
百引中	416	225	128	85	74	69	64	51	53	45	44
市成中	365	233	79	59	52	48	44	55	53	50	43

区 分	S37	S50	S60	H7	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
小学校計	1,655	700	369	294	193	197	183	172	166	166	158
中学校計	781	458	207	144	126	117	108	106	106	95	87
合 計	2,436	1,158	576	438	319	314	291	278	272	261	245

(2) 規模別学校数

国の基準では、1～5学級を過小規模校、6～11学級を小規模校、12～18学級を適正規模校、19～30学級を大規模校、31学級以上を過大規模校と規定していますが、輝北地区では、百引小以外は過小規模校で、複式学級制の小学校が3校（平南小、市成小、高尾小）となっています。

(平成 19 年度実学級数)

区 分	1～5学級(過小規模校)	6～11学級(小規模校)
小学校	平南小(3)、市成小(5)、高尾小(5)	百引小(7)
中学校	百引中(4)、市成中(3)	

(3) 学校施設の整備状況

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地震発生時においては、児童生徒等の安全確保や地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、学校施設の耐震整備を図る必要があります。

(4) 通学距離等の状況

法令では、「通学距離が小学校にあつてはおおむね4km以内、中学校においては
おおむね6km以内」を適正な規模の条件としています。

現在、輝北地区において、この基準を超える距離の小学生が5名(2.6%)、
中学生が20名(15.9%)おり、自家用車、自転車等の手段により通学してい
ますが、適正化を図ることにより、さらに増えることが予想されます。

(5) 中学校における教科担任の配置状況

免許教科外教科担任等については、百引中で3名、市成中で3名配置されて
いる状況であり、教員の適正配置にも困難を来たしています。

学校名	学級数	区分	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	男体	女体	技術	家庭	英語	特別支援	合計
百引中	普通	教諭	1	1	1	1	1		1				1		7
	3	免外						1							1
	特別支援	臨免										1			1
	1	非常勤									1				1
市成中	普通	教諭	1		1	1	1	1	1				1		7
	3	免外													
	特別支援	臨免		1								1			2
		非常勤									1				1

(6) 中学校における部活動実施状況

中学校の部活動実施状況においても、百引中で4(62名)、市成中で2(27
名)となっており、子どもたちの人格形成や社会性の育成、体力向上・健康増
進に有意義な部活動においても差異が見られます。

学校名	野球部	女子バレー部	女子テニス部	剣道部	合計
百引中	24	15	14	9	62
市成中	18	9			27

(7) 小規模校と大規模校の特性

小規模校は小規模校なりの、大規模校には大規模校としての長所、短所があります。それぞれの良さを尊重しながら、また、短所を補う工夫をしながら適正化を図っていく必要があります。一般的には以下のようなことが、それぞれの課題として挙げられています。

学習・指導面での観点

小規模校	大規模校
<p>児童生徒が情報交換する情報量が少なく、多様な知識や価値観が育ちにくい。</p> <p>総合学習時間等において、多様なグループ分けが難しい。</p> <p>中学校の選択教科で、履修の選択の幅が小さく、生徒の特性や興味に十分対応できない。</p> <p>部、クラブの種類が限られ、選択の幅が小さい。</p>	<p>児童生徒一人ひとりが授業で体験し、活躍する場が少ない。</p> <p>教材、教具等の使用が十分できない。また、特別教室、体育館、運動場、プール等の割り当てに余裕がない。</p> <p>児童生徒一人ひとりの習熟度や個性に対応した指導がしにくい。</p> <p>児童生徒一人ひとりが活躍する場が少ない。</p>

児童生徒の生活面での観点

小規模校	大規模校
<p>人間関係が固定化、序列化しやすく少数の意見が団体の行動を支配する傾向がある。</p> <p>学級編制が固定化しているため、人間関係に波状が生じると、修復が困難となりやすく、序列化した人間関係が継続しやすい。</p> <p>児童生徒間の交流が限られているため、適度な刺激や切磋琢磨の機会が少ない。</p> <p>多様なものの見方や、多様な価値観に触れる機会が少なく、一律的になりやすい。</p>	<p>人数が多すぎ、交友関係等が希薄になりがちである。</p> <p>同学年内での結びつきが中心となり、異学年との交流が希薄になりがちである。</p> <p>集団に埋没し、個性を發揮できない児童生徒が出てしまうことがある。</p> <p>役割分担のない児童生徒が生じやすく、行事等への参加意識が低下しやすい。</p> <p>人数が多いため、活動に時間がかかり、効率が悪いことがある。団体としてまとまりにくい。</p>

学校運営からの観点

小規模校	大規模校
<p>全校一体の活動がスケールの小さいものになる。</p> <p>校務分掌で教員一人あたりの仕事量が多く、児童の学習指導面に費やす時間が少なくなる。</p> <p>緊急時等において、対応できる職員数が少なく、十分な対応ができないことになりがちである。</p> <p>P T A活動で、一人あたりの仕事量が多く、保護者にとって負担が大きい。また、教育活動に係る費用負担も大きい。</p>	<p>教員の増大により、相互の意思疎通を欠き、学校運営における共通認識を確立しづらい。</p> <p>学年内での対応が多くなり、学校としての統一性を欠く可能性がある。</p> <p>校務分掌の負担が少なく、学校運営を担っているという意識が希薄になり、他人任せの教員が生じやすい。</p> <p>P T A活動等で、仕事を分掌しなくてよい状況が生じ、活動に無関心な保護者がしやすい。</p>

輝北地区学校再編の目的

1 鹿屋市における学校再編の基本方針

社会情勢の変化や児童生徒数の減少などを背景とした本市教育の諸課題に適切に対応し、輝北地区における地域特性や住民ニーズを踏まえ、長期的な視点から学校規模の適正化を図り、併せて、本市教育の充実・振興が図られるよう、次のような教育環境の整備や学校の活性化などを推進するものです。

(1) 活力ある学校づくり

小規模校には小規模校なりのよさが多くあることは事実です。しかし、子どもたちが少ないと、お互いが切磋琢磨しながら伸びていこうとする面で、人間関係が固定化し、多様な意見に触れる機会が少なくなることが懸念されます。社会は多様な集団で構成されており、小さな集団から大きな集団までを経験することは大切であり、そのためにはある程度の規模が必要です。

このような一定規模の学校集団の中でさらに活発な学校生活を送り、お互いに刺激しあいながら活力ある学校を作っていくことは、教育効果の一層の向上につながります。

(2) より豊かな心を持ったたくましい児童生徒の育成

子どもの成長過程においては、大きな集団の中で生活できる力を身につけていくことは重要なことであり、多くの友達と交わり、人間関係を広げることのできる環境作りが大切です。

このことにより、他人の良さを知り、人を思いやる豊かな心を育むこと、さらには自分の大切さも知ることなど、可能性が大きく広がります。

また、集団が大きくなれば、多くのリーダーを育成しながら多様な活動が可能となり、特に中学校では、さまざまな教育活動の中で、協調性を養い、個性・能力を伸ばせるとともにたくましい人材を育成することができます。

(3) 指導体制の充実

指導体制の充実、教育効果を高めるため必要な条件です。

適正規模化を図ることで小学校の場合は6学級以上になり、担任以外に学校の運営に応じて指導できる教員が配置されます。また、中学校においては、学級数が増加した場合、専門教員が増員されます。(仮に、1学年の生徒数が41人以上になった場合には、7名から8名への配置となり、教科担任が1人増えることとなります。)

その結果、校内での教員相互の研修機会も増え、教員の資質及び指導力の向上にも結びつくこととなります。

(4) 効率的な教育行政の推進

学校の適正配置を進めることにより、施設の維持・管理費等について、効率・効果的な行財政運営を図ります。

輝北地区学校再編の具体的内容

1 輝北地区における推進方針

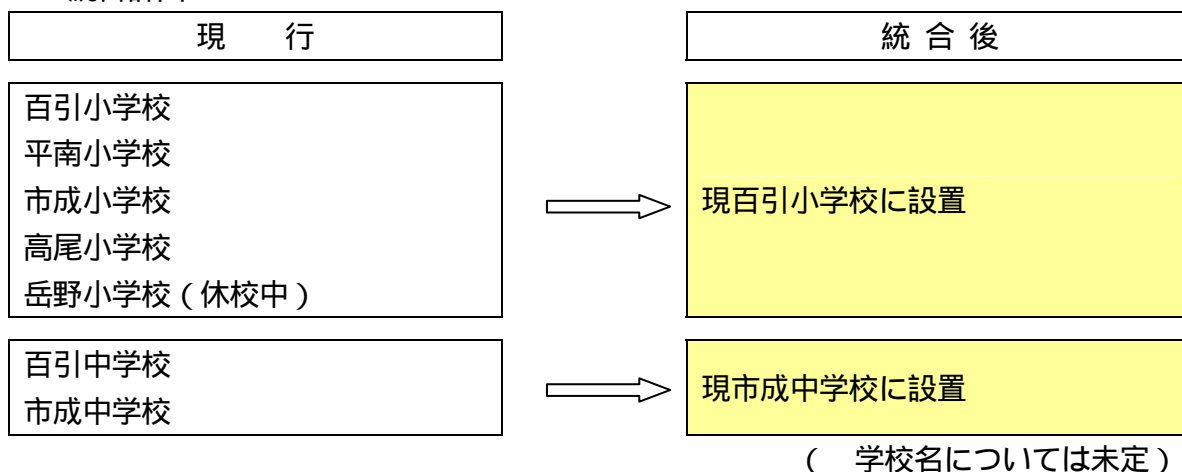
輝北地区においては、平成2年の岳野小学校の休校、昭和48年に始まった中学校統合問題、合併前における小中一貫教育構想等、これまでも学校再編に係る諸々の議論がなされてきました。また、最近においては、意見交換会等を開催するなど、自主的な活動もなされています。

これらのことは、「子どもたちにより良い教育環境で学ばしてあげたい」という気持ちと、何よりも、「輝北地域に学校を残したい。」という意識の強さの現れであります。

このことから、輝北地区においては、「学校規模適正化(学校再編)に関する暫定基本方針」(以下「暫定基本方針」という。)により、他地区に先駆け地区懇話会を設置し、議論を重ねているところであり、これまでの議論の結果により、以下の方針に基づき学校再編を進めるものとします。

- (1) 小学校5校を1校に、中学校2校を1校に統合します。
- (2) 統合後の学校の位置は、小学校は現百引小学校、中学校は現市成中学校とします。
- (3) 対等統合とし、統合作業には十分配慮します。
- (4) 新設での新築は行わないものとします。
- (5) 新学校のスタート目標を、平成23年4月とします。
- (6) 関係者や地域住民と十分に協議しながら、統廃合を進めます。

2 統合計画



3 統合の理由

輝北地区の子どもたちが、多くの友と交わり互いに切磋琢磨しながら人間関係を築き、より大きな集団の中でよりよく「生きる力」を身につけるため学校再編を行います。

この再編は、複式学級の解消を主眼とし、暫定基本方針にのっとり、1学級40人編制を目指すため、小学校については5校(うち1校は休校中)を1校に、中学校は2校を1校に統合し、適正規模化を図ります。

4 統合後の児童生徒数

(1) 小学校

学校名	児童数						計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
百引小	9	12	8	15	15	9	68
平南小	5	5	2	5	1	3	21
市成小	5	6	9	10	10	8	48
高尾小	5	4	5	4	4	7	29
岳野小	-	-	-	-	-	-	-
計(百引小)	24	27	24	34	30	27	166

(数値は平成23年度)

(2) 中学校

学校名	生徒数			計
	1年	2年	3年	
百引中	16	17	20	53
市成中	14	21	18	53
計(市成中)	30	38	38	106

(数値は平成23年度)

5 統合後の通学手段等

法令では、「通学距離が小学校にあってはおおむね4km以内、中学校においてはおおむね6km以内」を適正な規模の条件としています。

学校統合により、これらの基準を超える通学距離となる児童生徒については、通学バス等の手段を検討します。また、不審者に対する対策も含めて通学にかかる安全確保には十分配慮します。

(参考)

[小学校]

101人×60% 61人

バスの必要延べ台数 = 10人乗り * 1台、25人乗り * 2台

[中学校]

55人×60% = 33人

バスの必要延べ台数 = 10人乗り * 1台、25人乗り * 1台

6 魅力ある学校づくり

地域の自然や歴史文化に学び、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるため、ランチルームの新設、図書館の充実等について検討していきます。

また、本市の特色ある教育の独自性を発揮する観点からも、本市が保有する特異性や魅力を発達段階によって教育課程に反映します。

7 学校施設等の状況

(1) 百引小学校

校舎等の状況

設置年度	校地面積 (m ²)			屋内運動場 (m ²)	
	建物敷地	運動場	実験実習地等	建築年	面積・構造
明治5年	1,892	12,366	1,694	昭和45年	513・鉄骨造

校舎(教室)		校舎(管理棟)		プール
建築年	面積・構造	建築年	面積・構造	昭和53年
昭和40年	1,185・鉄筋コンクリート	昭和39年	779・鉄筋コンクリート	6コース

↓ (内訳：室数・面積)

普通	理科	音楽	図工	家庭	コンピュータ	図書室	特別活動
7	1	1	1	1	1	1	1
431 m ²	500 m ²						

耐震化計画

区分	面積	事業費 (千円)				合計
		耐震診断 (2次)	耐震診断 補強計画	改修 実施設計	耐震補強 改修工事	
校舎(管理棟)	779	1,764	1,764	700	30,000	103,648
校舎(教室)	1,185	2,353	2,353	700	30,000	
屋内運動場	513	1,657	1,657	700	30,000	

施設の現状・課題等

- ア 普通教室、管理棟、屋内運動場ともに耐震性がないため、耐震化を図る必要があります。
- イ 屋内運動場の2階は手すりが高く、下部の開口幅が広いので、転落等の事故防止のため改修の必要があります。
- ウ 普通教室数は7室ですが、現在6室を普通教室として、1室を特別支援教室としており、バリアフリー対策が施してあります。

(2) 市成中学校

校舎等の状況

設置年度	校地面積 (m ²)			屋内運動場 (m ²)	
	建物敷地	運動場	実験実習地等	建築年	面積・構造
昭和22年	12,335	13,063	-	昭和55年	637・鉄筋コンクリート

校舎(教室・管理棟)		プール
建築年	面積・構造	昭和62年
昭和62年	2,041・鉄筋コンクリート	6コース

↓ (内訳：室数・面積)

普通	理科	音楽	美術	技術	家庭	コンピュータ	図書室	特別活動	教育相談
4	1	1	1	1	2	1	1	1	1
217 m ²	903 m ²								

耐震化計画

区分	面積	事業費 (千円)				合計
		耐震診断 (2次)	耐震診断 補強計画	改修 実施設計	耐震補強 改修工事	
屋内運動場	637	1,711	1,711	700	30,000	34,122

施設の現状・課題等

ア 普通教室、管理棟は一体的となっており耐震性があり、普通教室が3室で空き教室はない状況です。

イ 標準の教室面積は63 m²ですが、56 m²となっています。

ウ 現在、多目的ホール(94.5 m²)として使用している教室があります。

エ 屋内運動場は照明が、若干暗い状況です。

8 廃校となる学校施設に対する鹿屋市の基本方針

廃校となる学校の施設の利用については、引き続き利用を検討する施設と基本的に閉鎖を予定している施設に区分し、地域住民と十分に協議しながら検討することを基本とします。

また、学校耐震化促進計画や市の財政状況等に鑑み、以下の考え方に基づき進めていくものとします。

(1) 引続き利用を検討する施設

学 校 名	施 設 名	面積・建築年・利用状況等
市成小学校	運 動 場	11,257 m ²
	屋内運動場	建築年：S43年 面積：507 m ² ・鉄骨造（119 m ² ） 利用団体数：5
平南小学校	運 動 場	6,131 m ²
	屋内運動場	建築年：S46年 面積：407 m ² ・鉄骨造 利用団体数：2
高尾小学校	運 動 場	6,914 m ²
	屋内運動場	建築年：S44年 面積：409 m ² ・鉄骨造 利用団体数：9
百引中学校	運 動 場	第1...20,794 m ² ・第2...m ² 12,008
	屋内運動場	建築年：S41年 面積：633 m ² ・鉄骨造 利用団体数：5

輝北地区においては現在、学校施設は避難施設とはなっていないことから、当面の間、避難施設としての活用は検討しないこととします。

同好会等の利用がある屋内運動場については、引き続き使用できる方向で利用団体と協議するものとします。

学校施設の維持管理等については、地元住民との協働を柱に検討していくことを基本とします。

施設の耐震化については、活用方針に合わせて耐震化を図り、経費節減に努めるものとします。

(2) 基本的に閉鎖を予定している施設

学 校 名	施 設 名	建 築 年 ・ 面 積 ・ 利 用 状 況 等
市成小学校	校 舎	昭和 43 年、1,229 m ² ・鉄筋コンクリート造 平成 5 年大規模改修工事
	管 理 棟	昭和 47 年、246 m ² ・鉄筋コンクリート造 平成 5 年大規模改修工事
平南小学校	校 舎	昭和 37 年、612 m ² ・鉄筋コンクリート造 平成 6 年大規模改修工事
		昭和 42 年、306 m ² ・鉄筋コンクリート造 平成 6 年大規模改修工事
		平成元年、577 m ² ・鉄筋コンクリート造（特別教室） （耐震性有り）
	管 理 棟	昭和 42 年、159 m ² ・鉄筋コンクリート造 平成 6 年大規模改修工事
高尾小学校	校 舎	昭和 36 年、434 m ² ・鉄筋コンクリート造 平成 6 年大規模改修工事
	管 理 棟	昭和 41 年、718 m ² ・鉄筋コンクリート造 平成 6 年大規模改修工事
百引中学校	校 舎	昭和 37 年、509 m ² ・鉄筋コンクリート造 昭和 63 年大規模改修工事
		昭和 62 年、729 m ² ・鉄筋コンクリート造（特別教室）
	管 理 棟	昭和 34 年、1,033 m ² ・鉄筋コンクリート造 昭和 63 年大規模改修工事

廃校となる学校の校舎については、ほとんどが昭和 56 年（新耐震基準）以前の建物であり、耐用年数を経過している建物もあります。また、大規模改修工事を行ってはいませんが、耐震性を担保するものではないことから、閉鎖することを基本とします。

地域コミュニティとして有効活用等の要望がある場合は、地域住民と十分協議するものとしします。

廃校が決まった学校の校舎については、耐震診断等を実施しないものとしします。

プールについては安全性を重視し、廃校と同時に廃止するものとしします。

廃校後の学校の用途については、地域コミュニティとしての機能はもとより、協働あるいは、地域活性化への寄与等も視野に入れ、払い下げ等も含めて柔軟に検討するものとしします。

休校中の岳野小学校については、廃校としします。

輝北地区学校再編の今後の進め方

1 輝北地区学校再編に係る今後の進め方

(1) 輝北地区学校規模適正化懇話会

「地区懇話会」から「推進委員会」への移行を図ります。

2 関係する委員会等における進め方

(1) 鹿屋市教育委員会

6月定例委員会で、「輝北地区学校規模適正化(学校再編)実施計画書」を承認
統廃合案の確定・学校設置条例改正の意思決定

(2) 鹿屋市議会

平成20年6月議会全員協議会において、「鹿屋市学校規模適正化(学校再編)基本方針(案)」及び「輝北地区学校規模適正化(学校再編)実施計画書」を説明

平成20年9月議会全員協議会において、統廃合案の説明、学校設置条例の一部改正案の上程

3 輝北地区学校統合準備専門部会等の設置

統廃合に係る具体的な作業を検討するため、「輝北地区学校統合準備専門部会」を設置し、設置する部会は以下のとおりとします。

(1) 輝北地区学校統合準備専門部会（案）

部 会 名	主な作業内容	部 員
総務部会	<ul style="list-style-type: none"> 学校の名称、校則等に関すること ・校名、校章、校訓、校章旗 ・校歌、校則、制服、体育服等 式典行事に関すること 統合校への移転計画に関すること その他 	小・中学校選任者 P T A等関係者 町内会関係者 教育委員会事務局職員
教育課程等検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程等教育内容に関すること 学校行事に関すること 児童会、生徒会に関すること 部活動に関すること その他 	小・中学校選任者 P T A等関係者 教育委員会事務局職員
通学部会	<ul style="list-style-type: none"> 通学体制に関すること ・通学路、通学方法、安全対策等 ・スクールバス利用の検討 その他 	小・中学校選任者 P T A等関係者 教育委員会事務局職員
P T A部会	<ul style="list-style-type: none"> P T Aの組織運営に関すること ・組織再編、規約、役員選出、運営計画、予算 その他 	小・中学校選任者 P T A等関係者 教育委員会事務局職員
教育事務部会	<ul style="list-style-type: none"> 設備及び備品に関すること ・学校備品、教材備品 ・学校図書 予算計画に関すること その他 	小・中学校選任者 教育委員会事務局職員
学校施設跡地等利用検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設利用に関すること 跡地利用に関すること その他 	小・中学校選任者 P T A等関係者 町内会関係者 教育委員会事務局職員

(2) 専門部会での留意事項

さまざまな教育課題への取り組みにあたっては、全ての学校が組織として一体的に取り組むこととします。

学校の統合にあたっては、ともすれば統合する学校規模等により、「受け入れる側」と「受け入れられる側」という意識が起き、児童生徒に影響が与えられる可能性があります。関係者が一体となって新しい学校をつくるという視点にたち、統合後の児童生徒へのケア対策などにも留意します。

4 具体的なスケジュール(案)

区 分	輝北地区(懇話会)	検討委員会	議会・教育委員会他
H20年4月	住民説明会の実施 4小学校校区で実施	【第4回検討委員会】 鹿屋市学校規模適正化基本方針(案)了承	
H20年5月	【第4回懇話会】 住民説明会報告 輝北地区学校規模適正化実施計画の策定	【第5回検討委員会】 輝北地区学校規模適正化実施計画案住民説明会の報告 輝北地区学校規模適正化実施計画案の報告	【定例教育委員会】 鹿屋市学校規模適正化基本方針(案)及び輝北地区学校規模適正化実施計画案住民説明会の報告
H20年6月			【定例教育委員会】 輝北地区学校規模適正化実施計画書の承認 鹿屋市学校規模適正化基本方針(案)パブリックコメントの了承 【6月議会】 議会全員協議会へ説明 (基本方針案・輝北地区実施計画)
H20年7月	【地区懇話会から推進委員会への移行】 【統合準備専門部会】 輝北地区学校統合準備専門部会を設置		【パブリックコメント】 鹿屋市学校規模適正化基本方針(案)
H20年8月		【第6回検討委員会】 鹿屋市学校規模適正化基本方針了承 各地区懇話会発足に向けて協議	【定例教育委員会】 パブリックコメント報告 統廃合案の確定 学校設置条例改正の意思決定
H20年9月			【定例教育委員会】 鹿屋市学校規模適正化基本方針の承認 【9月議会】 全員協議会に統廃合案の説明 学校設置条例の一部改正案上程
H21年12月			【定例教育委員会】 統合による通学区域の変更の規則改正
H22年8月			【定例教育委員会】 「学校廃止について」議案上程
H22年9月			【9月議会】 「鹿屋市立学校の廃止について」議案上程
H22年10月			【県教育委員会】 学校廃止、設置の届出
教職員の異動には段階的に実施して3年間要するため、平成20年度から準備を開始する。			
H23年4月	統合校スタート		